**１　大規模小売店舗立地法の概要**

**(1) 大規模小売店舗立地法の概要**

**①　法の目的（法§１）**

この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。

**○「生活環境の保持」**

具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

**②　法の対象（法§２・§３）**

|  |
| --- |
| 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が、基準面積（1,000平方メートル）を超える大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。） |

**○「大規模小売店舗」**

一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積（1,000平方メートル）を超える店舗をいいます。

**○「小売業を行う」**

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

**○「小売業を行うための店舗」**

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区分できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

**○「床面積」**

床面積とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。（建築基準法施行令第２条第１項第３号）

**○「一の建物」**

一の建物には、次のような建物も含まれます。

(1)　屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

(2)　通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

(3)　一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとします。

１　店舗面積に含まれる部分

|  |  |
| --- | --- |
| 部分名 | 定　　　義 |
| (1)　売　場 | 直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。 |
| (2)　ショーウインド | ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。 |
| (3)　ショールーム等 | ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。 |
| (4)　サービス施設 | 手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。 |
| (5)　物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分 | カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。 |

２　店舗面積に含まない部分

|  |  |
| --- | --- |
| 部分名 | 定　　　義 |
| (1)　階段 | 上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (2)　エスカレーター | エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。  また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。 |
| (3)　エレベーター | エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (4)　売場間通路及び連絡通路 | 壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。  また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。 |
| (5)　文化催場 | 展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (6)　休憩室 | 客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (7)　公衆電話室 | 公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (8)　便所 | 便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。 |
| (9)　外商事務室等 | 外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (10) 事務室・荷扱い所 | 事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。 |
| (11) 食堂等 | 食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。 |
| (12) 塔屋 | エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| (13) 屋上 | 塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。 |
| (14) はね出し下、軒下等 | 建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。 |

(1)　間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

(2)　塔屋と普通階の区分について

建築基準法施行令第２条第１項第８号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の１／８を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第２条第１項第２号の規定による「建築物（地階で地盤面上１メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離１メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離１メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

**③　大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（法§４）**

大規模小売店舗の周辺の地域の良好な生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、その立地に際し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、経済産業大臣が「指針」を定めています。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」とは、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事象に関する事項で、具体的には、例えば、交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項が挙げられます。大規模小売店舗を設置する者は、この指針で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくこととなります。

また、設置者は小売店舗以外の併設施設の事業者にも同様の対応が求められていること、大型店の社会的責任の一環として、まちづくりへの貢献に関して自主的な取組を積極的に行うことが強く期待されていることに留意する必要があります。

**○「施設の配置」**

「施設の配置」とは、店舗の位置及び機能を考慮して必要となる駐車場や荷さばき施設等の設置並びにその位置を設定することをいいます。

**○「施設の運営方法」**

「施設の運営方法」とは、営業時間や施設の管理時間といった施設の具体的な運営方法をさします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一　設置者が配慮すべき基本的な事項 | ・周辺地域の調査・予測  ・地域住民への適切な説明  ・県意見への誠意ある対応  ・対応策の実効ある実施  ・開店後における適切な対応 |  |
| 二　施設の配置及び運営方法に関する事項 | １．駐車需要の充足その他周辺地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のための配慮事項 | (1)駐車需要の充足等交通に係る事項  ①駐車場の必要台数の確保  ②駐車場の位置及び構造等  ③駐輪場の確保等  ④荷さばき施設の整備等  ⑤経路の設定等  (2)歩行者の通行の利便の確保等  (3)廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  (4)防災対策への協力 |
|  | ２．騒音の発生その他周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項 | (1)騒音の発生に係る事項  ①騒音問題に対応するための対応策  ②騒音の予測・評価  (2)廃棄物に係る事項  ①廃棄物等の保管  ②廃棄物等の運搬・処理  (3)街並みづくり等への配慮等 |

**(2) 大規模小売店舗立地法の届出の種別**

**①　届出の種別**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出の種別 | 新設 | 変更 | 変更 | 既存店舗の  最初の変更 | 廃止 | 承継 |
| 根拠条文 | 法§５① | 法§６① | 法§６② | 法附則§５① | 法§６⑤ | 法§11③ |
| 届出事由 | 新設又は増設等により店舗面積が1,000㎡を超える建物を設置しようとするとき | 法第５条第１項の届出を行った者が、法第５条第１項第１号又は第２号に掲げる事項の変更をしたとき | 法第５条第１項の届出を行った者が、法第５条第１項第３号から第６号に掲げる事項の変更があるとき | 法律施行の際現に大規模小売店舗を設置している者が法第５条第１項第４号から第６号に掲げる事項を法施行後最初に変更しようとするとき | 大規模小売店舗の店舗面積を変更し、又はその建物の用途を変更することにより店舗面積が1,000㎡以下になるとき | 新設等の届出をした者の地位を譲渡、相続、合併又は分割により承継した場合 |
| 届出様式 | 様式第１ | 様式第２ | 様式第３ | 様式第８ | 様式第４ | 様式第７ |
| 提出時期 | 開店日の  ８月前 | 変更後  遅滞なく | 変更日の  ８月前  （ただし、法§５⑥に掲げる事項の変更は変更日までに） | 変更日の  ８月前  （ただし、法§５⑥に掲げる事項の変更は変更日までに） | 廃止決定後  すみやかに | 承継後  遅滞なく |
| 事前相談 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 計画説明書 | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― |
| 立地環境調査 | ○ | ― | △ | △ | ― | ― |
| 公告 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ― |
| 縦覧 | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ― |
| 説明会 | ○ | ― | ○(掲示) | ○(掲示) | ― | ― |
| 市町村及び  住民等の意見 | ○ | ○ | ○ | ○ | ― | ― |
| 県の意見 | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― |
| 変更する  旨の届出 | 様式第５ | ― | 様式第５ | 様式第５ | ― | ― |
| 変更しない  旨の通知 | 様式第27 | ― | 様式第27 | 様式第27 | ― | ― |
| 勧告 | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― |
| 必要な変更に係る届出 | 様式第６ | ― | 様式第６ | 様式第６ | ― | ― |
| 公表 | ○ | ― | ○ | ○ | ― | ― |

※１　様式第１～８は大規模小売店舗立地法施行規則で定めるもの

※２　様式第27は富山県大規模小売店舗立地法事務手続要綱で定めるもの

※３　変更の届出(法§６②、法附則§５①)は、必要と認められる場合のみ立地環境調査を行う

**②　新設の届出（法§５①）**

大規模小売店舗の新設をする者は、届出事項を記載した届出書及び規則で定める事項を記載した書類を添付して届け出なければなりません。

**○「大規模小売店舗の新設」**

新設とは、全く新しい建物を建設して店舗面積が基準面積（1,000平方メートル）を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、基準面積を超える場合、既存の建物は増築しなくても、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が基準面積を超える場合を含みます。

つまり、「新設」とは、建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が基準面積を超える場合をいいます。

なお、新設する者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。

**○「開店の制限」（法§５④）**

届出の日から８月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の開店をしてはいけません。

ただし、県が法第８条第４項の規定により意見を有しない旨の通知をした場合は、県が通知をした日から開店制限が解除されます。

**＜届出事項＞（法§５①）（施行規則§３）**

|  |
| --- |
| １　大規模小売店舗の名称及び所在地  ２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  ３　大規模小売店舗の新設をする日  ４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計  ５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  (1)　駐車場の位置及び収容台数  (2)　駐輪場の位置及び収容台数  (3)　荷さばき施設の位置及び面積  (4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量  ６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  (1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  (2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯  (3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置  (4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |

**＜添付書類＞（法§５②）（施行規則§４）**

|  |
| --- |
| １　法人にあってはその登記事項証明書  ２　主として販売する物品の種類  ３　建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  ４　必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠  ５　駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  ６　来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  ７　荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  ８　遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  ９　冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面  10　平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠  11　夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠  12　必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 |

**③　変更の届出（法§６①）**

法第５条第１項又は附則第５条第１項の規定による届出を行った者が、次の届出事項の変更をした場合、遅滞なく、届け出なければなりません。

**＜変更した事項＞（法§５①）（施行規則§３）**

|  |
| --- |
| １　大規模小売店舗の名称及び所在地  ２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では変更した事項に応じて次の書類の提出を求めています。  ア　建物設置者を変更した場合  法人の場合………法人登記簿謄本  イ　小売業者を変更した場合  主として販売する物品の種類、建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 |

**④　変更の届出（法§６②）**

法第５条第１項又は附則第５条第１項の規定による届出を行った者が、次の届出事項の変更をしようとする場合、あらかじめ、届け出なければなりません。

**＜変更しようとする事項＞（法§５①）（施行規則§３）**

|  |
| --- |
| ３　大規模小売店舗の新設をする日  ４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計  ５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  (1)　駐車場の位置及び収容台数  (2)　駐輪場の位置及び収容台数  (3)　荷さばき施設の位置及び面積  (4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量  ６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  (1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  (2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯  (3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置  (4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |

**＜添付書類＞（法§５②）（施行規則§４）**

|  |
| --- |
| １　法人にあってはその登記事項証明書  ２　主として販売する物品の種類  ３　建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  ４　必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠  ５　駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  ６　来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  ７　荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  ８　遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  ９　冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面  10　平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠  11　夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠  12　必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 |

添付書類は、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出してください。具体的には富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課のホームページに掲載されている計画説明書の記載例を参照するか、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課の大規模小売店舗立地法担当者にご相談ください。

法第５条第１項又は附則第５条第１項の規定による届出を行った者が、一時的な変更又は次の事項を変更しようとする場合（法第６条第２項ただし書に関する変更）は届出不要です。

**＜届出不要事項＞（施行規則§７①）（法第６条第２項ただし書に関する変更）**

|  |
| --- |
| １　大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの  ２　都道府県が法第８条第４項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの  ３　大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの  ４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1,000平方メートル又は基礎面積の１割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの  イ　法第５条第１項の規定による届出をしている場合であって、法第６条第２項の規定による届出をしていないとき　当該届出に係る店舗面積の合計  ロ　法第６条第２項の規定による届出をしている場合　当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計  ５　駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの  ６　荷さばき施設の面積を増加させるもの  ７　廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの  ８　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの |

県が軽微な変更と承認した届出については、８ヶ月を待たずに県が軽微な変更であることを通知した日から変更することが認められます。

**＜軽微な変更＞（施行規則§８）**

|  |
| --- |
| 法第６条第４項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。 |

**＜８月制限＞（法§６④）**

|  |
| --- |
| ４　前条第１項第３号から第５号までに掲げる事項に係る第２項の規定による届出をした者は、当該届出の日から８月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 |

**⑤　既存店舗の最初の変更の届出（法附則§５①）**

法律の施行の際（平成12年６月１日）現に大規模小売店舗を設置している者（既存店の建物設置者）は、当該大規模小売店舗について、法第５条第１項第４号から第６号までに掲げる事項（店舗面積の合計、施設の配置に関する事項、施設の運営方法に関する事項）の変更をしようとするときは、その旨及び法第５条各号（第３号を除く）に掲げる事項で当該変更に係る事項以外のものを届け出なければなりません。

法第５条第１項第１号から第２号までに掲げる事項（大規模小売店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）のみの変更であれば、大規模小売店舗立地法に基づく届出を一度も行っていない既存店の建物設置者に届出義務はありません。

したがって、既存店が法第５条第１項第４号から第６号までに掲げる事項を変更せずに小売業者の入れ替えのみを行う場合は届出の必要はありません。

ただし、法附則第５条第１項の規定による届出を行った後は、法第６条第１項の規定により、遅滞なく、変更した旨を届け出なければなりません。

**＜変更しようとする事項＞（法§５①）（施行規則§３）**

|  |
| --- |
| ４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計  ５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  (1)　駐車場の位置及び収容台数  (2)　駐輪場の位置及び収容台数  (3)　荷さばき施設の位置及び面積  (4)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量  ６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  (1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  (2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯  (3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置  (4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |

**＜添付書類＞（法§５②）（施行規則§４）**

|  |
| --- |
| １　法人にあってはその登記事項証明書  ２　主として販売する物品の種類  ３　建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  ４　必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠  ５　駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  ６　来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  ７　荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  ８　遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  ９　冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面  10　平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠  11　夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠  12　必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 |

添付書類は、当該変更事項に密接に関連し、その影響を判断するために必要と考えられるものを提出してください。具体的には富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課のホームページに掲載されている計画説明書の記載例を参照するか、富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課の大規模小売店舗立地法担当者にご相談ください。

変更に係る事項の届出は、法第６条第２項の規定による届出とみなされます。法第６条２項ただし書（省令で定める届出不要事項）は適用されません。

変更事項以外の事項についての届出は、当該変更届出が行われることを契機に既存店を大規模小売店舗立地法の体系に組み込むために求めるものです。

軽微な変更については、法第６条第２項の規定による届出と基本的には同じです。

「一時的な変更」及び「大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」が追加されている点が異なります。

**＜軽微な変更＞（施行規則§８及び附則§２）**

|  |
| --- |
| 法第６条第４項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。  法附則第５条第４項の規定により法第６条第２項の規定による届出とみなされる法附則第５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第８条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。 |

法第５条第１項第６号に掲げる事項に係る変更に８月制限がないのは、法第６条第２項の規定による届出と同様です。

**＜８月制限＞（法§６④）**

|  |
| --- |
| ４　前条第１項第３号から第５号までに掲げる事項に係る第２項の規定による届出をした者は、当該届出の日から８月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 |

**⑥　廃止の届出（法§６⑤）**

大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とする者は、その旨を届け出なければなりません。廃止決定後すみやかに提出してください。廃止届出は事前に行うことが想定されています。

**＜留意事項＞**

|  |
| --- |
| 富山県では必要に応じて廃止前と廃止後の店舗面積の合計を確認できる図面（各階平面図）の提出を求めています。 |

**⑦　承継の届出（法§11③）**

新設等の届出をした者（法第５条第１項、第６条第１項、第６条第２項、第８条第７項及び第９条第４項の規定による届出をした者）の地位を譲渡、相続、合併又は分割により承継した者は、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

**＜添付書類＞**

法人登記簿謄本（法人の場合）、建物登記簿謄本、売買契約書の写しなど、大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付してください。